

ほうじんむさしの

M U S A S H I N O H O U J I N K A I

特集

7・8²⁰¹⁹月号
No.445

令和元年度
新体制紹介
第53回通常総会
報告



公益社団法人武蔵野法人会
武蔵野市・三鷹市・小金井市

INDEX

- 3 第61回『夏期経営者講座』のご案内
令和元年度 本部主要事業一覧(予定)
相談室
- 4 特集 第53回通常総会 報告
平成30年度 被表彰者ご芳名
第7回 一般社団法人東京法人会連合会通常総会 報告
- 5 新体制紹介 会長・副会長
- 6 委員長・支部長・部会長
- 7 理事・監事
- 8 委員会・支部・部会活動報告 全体会議報告
- 9 まちかど情報局
- 10 税制のぺえじ 税務のじかん
- 11 税務よくある相談(その99)
- 12 ベテランの経営哲学(その56)
織田鐵心さん 株式会社 織田ホーム機器
- 13 ガンバル若手経営者(その56)
井田亮一さん 井田亮一司法書士事務所
リレーエッセイ(第128走者)
有村孝文さん 株式会社 ビズコム・インターナショナル
- 14 武蔵野税務署からのお知らせ
- 15 7月・8月の行事予定
- 16 平成30年度事業報告・収支決算
- 18 令和元年度事業計画・収支予算

吉田政利
副会長の

ひとこと

今年度より、副会長を仰せつかりました吉田です。
新元号「令和」となり、そして当会も新体制となり本部・支部役員の責務も少し変わりました。「日々是精進」、毎日努力する。一生が勉強、人と出会うことから集う・学ぶ・行動する。担当するブロックでは「連帯・貢献・挑戦」を念頭に目的意識を持って、より良い組織になるよう工夫をしていきたいと思ひます。会員の皆様のご意見を伺いながら、頑張つてまいりますので、ご協力とご指導をよろしくお願い致します。

この冊子を発行している法人会は下記の方針で活動しています。

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、
国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である。

武蔵野法人会ホームページをご覧ください。

武蔵野法人会

検索

今月の表紙



「夏の訪れ」

写真提供
武蔵野法人会 写真同好会

本誌の表紙は昨年より、当会の写真同好会から季節感あふれる写真を提供いただいています。今月号も五十嵐明和さん(井の頭支部)から、夏の日差しがまぶしい井の頭公園のショットが届きました。

INFORMATION

第61回『夏期経営者講座』のご案内

日時：2019年8月23日(金) 15:00開始(受付開始14:30)(予定)

問い合わせ：法人会事務局

会場：吉祥寺東急REIホテル3階

TEL：0422-51-1441

- ◆第一講座『AI×IoT時代における新たなビジネスの姿とは？
～全てのモノ、人がつながる新しい時代へ～』

講師：日本マイクロソフト株式会社 業務執行役員/エバンジェリスト 西脇 資哲 氏

- ◆第二講座『未来年表 ～人口減少日本で起きること～』

講師：産経新聞社論説委員、高知大学・大正大学客員教授 河合 雅司 氏



昨年の様子

令和元年度 本部主要事業一覧(予定)

令和元年度開催予定の主要事業をご紹介します。
詳細は追って事務局より連絡します。

実施月	税関連研修会・事業(税制委員会)	公益事業・経営研修会(公益委員会)	会員交流事業(共益委員会)
4			
5		補助金申請のポイント 5/17	
6	法人税・消費税 申告書作成 6/27	2年で売上を2倍にする方法 6/28	
7	税務調査入門 7/29	中小企業のためのプランニング基礎講座 7/17	
8	消費税集中セミナー (3回シリーズ：立川法人会共催) ①8/27 ②8/28 ③8/29	PC講座 ①エクセル初級 8/5 ②ワード応用 8/6 第61回 夏期経営者講座 8/23	皆様のご参加を お待ちしております
9	消費税2%UPと軽減税率導入 直前対応セミナー	実務簿記講座(全5回) ①武蔵野会場 8/29、9/3、9/4、9/9、9/18 ②立川会場 10/2、10/9、10/16、10/23、10/30 キャッシュレス決済 9/13 青少年のための科学の祭典 in 小金井 9/22	
10	知らないと損する節税対策	パワハラ、セクハラ、モラハラへの対応	
11	税を考える週間 記念講演会 年末調整説明会	中小企業の採用ノウハウ (外国人労働力の活用を含む)	会員交流会
12	役員報酬と交際費	PCゲームで「利益管理」と「資金管理」の 要点を学ぶ	同好会連絡協議会
1	賢い相続税対策セミナー		新春のつどい(新春賀詞交歓会) 1/10
2	令和2年度 税制改正	IT活用業績向上セミナー	新入会員歓迎会
3	法人税申告書作成の徹底マスター		会員交流会

武蔵野法人会に設けられた相談室。無料です。好評です。お気軽にどうぞ!

法人会ならではのネットワークを活かして開設された、《無料相談室》。既に多くの会員の皆さんにご利用頂いております。

税務・法律・経営
相談室

経営者の悩みに
個人面談で応えます

税金 についてのご相談 → 事務局へご連絡ください。税理士 担当

法律 についてのご相談 → 毎月第2(火) 小林顧問弁護士 担当

経営 についてのご相談 → 毎月第4(木) 中小企業診断士 担当



会場 **武蔵野法人会館**

予約制 午後1時～午後4時

事前に事務局までご連絡ください。

お問い合わせ

公益社団法人 **武蔵野法人会事務局**

〒180-0006 武蔵野市中町2-11-13 三鷹ビル3F
TEL.0422-51-1441 FAX.0422-55-5544

「ブロック会議体」発足。 元気な法人会をめざそう

※報告の詳細は16～19頁を
ご参照ください。



第53回通常総会は午後5時30分より開会。定足数は3月末の正会員数2,635社のうち本人出席175人と委任状1,469通を合わせて1,644社となり、過半数の1,318社を超え総会が成立。

竹内会長は「昨年度は組織運営の見直しを行い『ブロック会議体』が発足しました。令和とともに役員体制も新しくなり、明るく楽しく元気な法人会をめざしましょう」と呼びかけました。



新役員の方皆さん

議事は第1号議案から第5号議案まで審議・承認され、今年度は任期満了に伴い理事、監事が新たに就任。午後6時45分からの懇親パーティで紹介され、新たなスタートを切りました。



安藤武蔵野財務署長



松下武蔵野市長



西岡小金井市長

平成30年度 被表彰者ご芳名

永年勤続役員表彰 (支部順 敬称略)

吉祥寺北第一支部	笹 隈 賢 次	有限会社笹隈造園
吉祥寺北第二支部	高 橋 秀 樹	株式会社ランドマンシップ
吉祥寺北第二支部	伊 藤 則 義	株式会社みくに
吉祥寺南支部	双 木 裕一郎	株式会社たけまる
吉祥寺南支部	齋 藤 興 一	株式会社齋藤工務店
吉祥寺南支部	臺 孝 之	ウテナリアルエステート株式会社
武蔵野西支部	後 藤 登	株式会社後藤園
武蔵野西支部	秋 本 久美子	有限会社境屋
三鷹中央支部	駒 林 徹 彦	NIPPON Tablet 株式会社
三鷹東支部	倉 林 秀 樹	株式会社ライフデザイン
三鷹東支部	富 士 智	株式会社ジェイ・フューチャー
小金井南支部	和田山 明 美	アフラック代理店
以上 12名		

退任役員表彰 (支部順 敬称略)

井の頭支部	五十嵐 明 和	有限会社クリアールオフィス
三鷹東支部	鈴 木 喜代子	有限会社ベル企画
以上 2名		

功労表彰 (支部順 敬称略)

- 法人会組織の価値向上に貢献したもの
 - 女性部会 「租税教育」に対する東京国税局長感謝状受賞
 - 広報委員会 広報誌の刷新及びデジタル情報の発信
 - 動員、満足度、地域へのインパクト等、年間事業の中で、特に際立った成果を挙げたもの
 - 小金井南北支部 地域貢献事業「歌声コンサート」の開催
- 以上 3件

第7回 一般社団法人 東京法人会連合会 通常総会 報告

6月12日(水)、明治記念館において一般社団法人東京法人会連合会の第7回通常総会が開催され、当会から竹内会長が出席しました。総会終了後には、永年にわたり法人会活動や会員増強に功労のあった方々に対し、感謝状および記念品贈呈が行われ、当会からは次の10名の方が受表彰されました(敬称略)。

全法連 功労者表彰

- 小山 雅巳 (有)MK PLANNING (常任理事:副会長 井の頭支部)
- 飯村 雅洋 (有)ワールドマックス (常任理事:支部長 吉祥寺南支部)

東法連 会員増強功労者表彰

- 小川 和男 (株)K&M (常任理事:支部長 小金井北支部)
- 駒林 徹彦 NIPPON Tablet (株) (副支部長兼公益副委員長 三鷹中央支部)
- 和田山明美 アフラック代理店 (支部役員:共益委員 小金井南支部)

東法連 功労者表彰

- 久保田光弘 (株)久保田工業 (常任理事:共益委員長 吉祥寺南支部)
- 木村 和史 平山モーターズ(株) (常任理事:支部長 武蔵野西支部)
- 川井 信良 (株)文伸 (理事:副支部長兼広報副委員長 三鷹中央支部)
- 五十嵐明和 (有)クリアールオフィス(理事:副支部長兼公益副委員長 井の頭支部)
- 高橋 榮治 (有)大山商事 (理事:不動産賃貸経営専門部会長 武蔵野支部)

※()内の役職は受賞が決定した時点のものです。

会長 法人会員としての誇りを胸に

先の総会で会長に再任され、5期目を迎えることになりました。

昨年一年を振り返ると、会員減少、経常収入の減少等、厳しい状況の中にあっても、本部・支部・部会・専門部会で企画実施された諸事業・施策は、役員の皆様のご尽力により、また会員各位のご理解とご支援により、実施事業数においては一昨年より14増の171事業、参加人員も3,570人増の13,310人と大幅に上回りました。特徴的なことが二つあります。一つは各種事業に初参加の会員が目立ったこと、そして会員以外の一般市民が参加する集客力のある公益事業が充実してきたことです。

来年2020年に当会は会発足から70周年を迎えます。公益社団法人に移行してからも約10年となります。一昨年には特別委員会を発足させ、「中長期を見据えた会のありかた」を検討することといたしました。事業報告の概要（16ページ）に書かれているようにその一つの方策として「ブロック会議体」を発足させました。関連して理事数や委員会委員の選出方法、会員増強の進め方等々についても見直しを行いました。向こう2年間はこの一連の変更点の検証作業を進めると共に、引き続き重要案件についてこの特別委員会で協議していく予定でいます。

5年後の2024年に新札が発行されることになりました。1万円札は福沢諭吉に代わり、「日本資本主義の父」と呼ばれ、日本の礎を築いた一人である渋沢栄一に決まりましたが、その渋沢栄一が提唱した「論語と算盤」に関連した記事がある総合雑誌に掲載されていました。「企業は利益だけではなく、公益も考えないといけない」といったことが「論語と算盤」の基本的な考えですが、これと同じような考えが江戸時代の近江商人が信用を得るために大切にしていた「三方よし」の考えでした。「買い手よし、売り手よし、世間よし」という、「商売で儲けるのは当たり前だが、世間即ち社会のことも考えなければいけない」という社会貢献の考えが既に江戸時代にありました。

法人会が地域になくってはならない存在として、また会員の皆様が法人会員であることに誇りと満足感が得られるように、先の総会で選出された理事、役職者の皆さんと力を一つにし、地域に根ざした活動を向こう2年間の任期、しっかり努めてまいります。

結びになりますが、今まで以上に、会員の皆様のご協力を切にお願い申し上げ、会長としての挨拶に代えさせていただきます。



竹内 政司

竹内運輸工業(株)

副会長



伊藤 隆子

武蔵野硝子(株)



清水 宏益

清水商事(株)



小山 雅巳

(有)MK PLANNING



吉田 政利

(有)ワイズパートナー



石黒 秀男

(株)マルシン



谷 邦義

多摩信用金庫

委員長

常任理事・総務委員長



関根 美英
(有)ヴァンテ

常任理事・税制委員長



倉林 秀樹
(株)ライフデザイン

常任理事・公益委員長



臺 孝之
ウテナ産業(株)

常任理事・共益委員長



山本 康雄
(有)R&M' カシマ

常任理事・広報委員長



後藤 慶太
(有)ユニット264

支部長

常任理事・
吉祥寺北第一支部長



宮下 真一
みすゞ建設(株)

常任理事・
吉祥寺北第二支部長



中村 中
(株)三敬

常任理事・
吉祥寺南支部長



飯村 雅洋
(有)ワールドマックス

常任理事・
武蔵野西支部長



木村 和史
平山モーターズ(株)

常任理事・
三鷹中央支部長



藤橋 清治
(株)オール設計

常任理事・
井の頭支部長



岡 正典
(株)三鷹金属化工所

常任理事・
三鷹東支部長



高麗 元
(有)コマ企画

常任理事・
三鷹西支部長



桑原 直純
三鷹上連雀郵便局

常任理事・
小金井南支部長



星野 智樹
(有)小金井家

常任理事・
小金井北支部長



三笠 俊彦
(株)ミカサ

部会長

常任理事・青年部会長



安藤 裕朗
(株)安藤商事

常任理事・女性部会長



平 あづみ
(有)ミスティー

令和元~2年度 理事・監事

令和元年度から2年度の理事（23人）・監事（3人）に選任された皆さんをご紹介します（役職別・支部順）。
よろしくお願いたします。

理事

■ 理事・総務副委員長	岩井 昭 治	(株)ハウス
■ 理事・税制副委員長	横尾 政 明	(税)アルファ会計事務所
■ 理事・公益副委員長	大澤 智恵子	(株)劇団め組
■ 理事・共益副委員長	是枝 嗣 人	小金井祭典(株)
■ 理事・広報副委員長	穴戸 美恵子	穴戸ビル(株)
■ 理事・吉祥寺北第一副支部長	小野山 武 男	小野山興産(株)
■ 理事・吉祥寺北第二副支部長	後藤 賢 之	(株)カーテン館 窓
■ 理事・吉祥寺南副支部長	岩澤 勝	(株)ハーモニック
■ 理事・武蔵野西副支部長	伊藤 博 通	(株)イトーゴルフガーデン
■ 理事・武蔵野ブロック委員	米倉 美和子	OCMY CORPORATION(株)
■ 理事・武蔵野ブロック委員	齋藤 興 一	(株)齊藤工務店
■ 理事・三鷹中央副支部長	篠原 努	富士建設工業(株)
■ 理事・井の頭副支部長	荻原 義 明	(株)荻OG I 屋
■ 理事・三鷹東副支部長	山田 誠一郎	(株)All for One
■ 理事・三鷹西副支部長	宮崎 好 吉	(株)宮崎製作所
■ 理事・三鷹ブロック委員	佐竹 昭 治	(株)サタケプランニングオフィス
■ 理事・三鷹ブロック委員	清水 亜希子	(株)エフコネクト
■ 理事・小金井南副支部長	千葉 賢 二	空想絵画工房(合)
■ 理事・小金井北副支部長	橋田 数 彦	(株)七洋商会
■ 理事・小金井ブロック委員	磯野 茂	(有)花好
■ 理事・小金井ブロック委員	成 本 淳 平	(有)ジェイ・クリーン
■ 理事・青年部会副部会長	河田 守 生	(株)サンバレー
■ 理事・女性部会副部会長	岡田 和 泉	(有)グリーンパーク

監事

■ 監事	田中 忠 彦	(有)田中商店
■ 監事	横尾 和 儀	(税)東京さくら会計事務所
■ 監事	小川 和 男	(株)K & M

委員会・支部・部会

公益委員会

経営実務研修会

場所 ▶ 武蔵野法人会館

5/13日

「補助金申請のポイント」を学ぶ

経営実務研修会第一弾は、補助金申請に関する豊富なコンサルティング実績のある(株)ラック代表取締役の塚原信義氏を講師にお招きしました。個別の補助金の解説ではなく、採択される申請書作成のコツなど、各種補助金に共通した基本事項を中心に、テキストに沿って分かりやすく解説していただきました。参加者19人の満足度は高く好評でした。
(公益委員会 吉田政利)



吉祥寺南支部

全体会議

場所 ▶ 吉祥寺東急REIホテル

4/8日

警部の講演に一般の方を含む52人参加

全体会議(支部総会)が終了後、第2部では大麻使用が若者の間で深刻な社会問題になっていることから、警視庁組織犯罪対策部の蜂谷嘉治警部に「薬物乱用のない社会へ」をテーマにお話いただきました。一般の方も来会され計52人が参加しました。続いて吉祥寺東急REIホテルの美味しい料理とお酒で楽しい懇親会を持ちました。
(吉祥寺南支部 黒河内雅子)



武蔵野西支部

全体会議・交流会

場所 ▶ 吉祥寺東急REIホテル

4/10日

見事なテーブルマジックに見入る

全体会議では議事が滞りなく承認・議決され、伊藤副会長の挨拶で終了。続いての交流会では、バイキング料理とマジックビスケット/モンブランさん(青梅法人会青年部会に所属)による見事なテーブルマジックに見入りました。中締め前の抽選会ではもれなく景品を受け取り、なごやかなひと時を過ごしました。
(武蔵野西支部 鈴木克己)

詳細はHPへ



2019年4月 支部・部会 全体会議 【報告】

支部・部会	日時	講演会・研修会・公演	
		講師・出演者	演題・内容
吉祥寺北第一支部	4/10(水)18:00~	吉祥寺第一ホテル 7F 若草の間	武蔵野税務署 佐々木一憲 副署長 「平成回顧 今より若かった私の仕事と消費税について思うこと」武蔵野署雑感
吉祥寺北第二支部	4/9(火)18:00~	法人会館 大会議室	武蔵野税務署 加藤資和 第一統括官 「税の豆知識」
吉祥寺南支部	4/8(月)17:30~	吉祥寺東急REIホテル	警視庁組織犯罪対策部 組織犯罪対策第五課 警部 蜂谷嘉治 様 「薬物乱用のない社会を目指して」
武蔵野西支部	4/10(水)17:00~	吉祥寺東急REIホテル	《マジックショー》マジックビスケット様 マジックショー・お楽しみ抽選会
三鷹中央支部	4/10(水)18:00~	三鷹市公会堂 さんさん館	なし
井の頭支部	//	//	
三鷹東支部	//	//	
三鷹西支部	//	//	
小金井南支部	4/19(金)17:00~	小金井市商工会館	なし
小金井北支部	//	多摩信用金庫 小金井支店	
青年部会	4/16(火)18:00~	吉祥寺東急REIホテル	武蔵野税務署 佐々木一憲 副署長 「消費税 Q&A ほか」
女性部会	4/11(木)13:00~	法人会館 大会議室	武蔵野税務 安藤嘉英 署長 「平成回顧 今より若かった私の仕事と消費税について思うこと」
不動産賃貸経営専門部会	4/17(水)16:00~	法人会館 大会議室	リクルート住まいカンパニー(株) 首都圏賃貸営業部 川村洋文 様 「賃貸カスタマーの最新動向」
運輸専門部会	4/18(木)18:30~	吉祥寺銀座アスター	なし
土業専門部会	4/16(火)16:00~	法人会館 大会議室	なし

活動報告

女性部会

第14回法人会全国女性フォーラム富山大会
場所 ▶ 富山産業展示館テクノホール

4/25

全国から約1600人が集結

第14回法人会全国女性フォーラム富山大会に全国から約1600人の女性が集まり、当会から平部会長をはじめ4人が参加。会場には「税に関する絵はがきコンクール」全法連女連協会会長賞受賞者と全国から女性部会長賞受賞者の作品が展示されました。奥田瑛二氏の講演の後、懇親会では富山の名産品に舌鼓を打ち、他会との絶好の情報交換の場となりました。
(女性部会 岡田和泉)



女性部会

研修会
場所 ▶ 法人会館大会議室

6/13

発酵調味料“しょうゆもろみ”の美味しさのひみつ

新年度最初の研修会は、キックマンこころダイニング(株)の大山美佐子様に講演いただきました。麹菌、乳酸菌、酵母の3種類の微生物すべてが働いてできる「しょうゆもろみ」について詳しくお話いただき、普段はなかなか口にすることができない「しょうゆもろみ」も試食。美味しさを実感いたしました。
(女性部会 山田裕美)



詳細はHPへ



青年部会

サッカー租税教室
場所 ▶ 武蔵野市緑町スポーツ広場

6/9

今年度初、令和初の「サッカー租税教室」

今年度初そして令和初の「サッカー租税教室」には、三鷹市内3チームと圏外小学校の3年生、合計4チーム約40人が参加しました。勝敗はサッカーだけでなく、租税クイズの得点も重要なのが「サッカー租税」クイズ。保護者の皆さんの声援とクイズの解答に一喜一憂する子どもたちの姿に、大いに盛り上がりました。
(青年部会 川井伸夫)



不動産賃貸経営専門部会

全体会議と講演会
場所 ▶ 武蔵野法人会館

4/17

住みたい街に、今、中央線沿線が注目されている

全体会議では2018年度事業報告・収支決算、2019年度事業計画・収支予算および部会役員改選について審議し承認されました。終了後は昨年同様、(株)リクルート住まいカンパニーの川村洋文氏による「賃貸カスタマー最新動向」講演会を開催。吉祥寺は「住みたい街(駅)ランキング(関東全体)」では3位だが、「都民が住みたい街」では1位だと解説しました。
(不動産賃貸経営専門部会 高橋榮治)



詳細はHPへ



MACHIKADO

まちかど

「むさしの」エリアの文化・イベント情報、お役立ち情報をお届けします。

情報局

大人と子どもと一緒に自然と命のミュージカル 2019子ども参加ミュージカル「瓶ヶ森の河童」

一昨年、昨年の公演に続く第3回目の開催です。地元の子どもたちがダンスや歌、お芝居の稽古を受けて「ふるきやら」と一緒に舞台をつくります。自然環境を大切に、生きものたちと共に生きていくことの大切さ、他者や人間以外の生きもの達を思いやる創造力を育てていけたらと思っています。

【日 時】2019年8月27日(火)
18:00開演(17:30開場)

【会 場】小金井 宮地楽器ホール 大ホール
小金井市本町6-14-45

【料 金】法人会会員特別料金
大人2,500円 中学生以下500円(先着30名まで)
(大人3,500円 中学生以下1,500円のところ)

【問い合わせ】ミュージカルカンパニー ふるきやら

TEL: 042-386-8355 FAX: 042-385-1180





税制委員会がお届けする 税制研修のコーナー⑬

消費税軽減税率制度～Q&Aで理解を深めよう～

本年10月1日から、いよいよ我が国では初めての「軽減税率制度」が実施されます。この軽減税率制度は、軽減税率の対象品目を取扱う事業者だけではなく、軽減税率の対象品目の売上げがない事業者や、消費税の納税義務のない免税事業者を含め、全ての事業者に関係のある制度です。軽減税率制度の適用についてはその判断が難しいケースがあります。今回の「税制のぺえじ」はこの軽減税率の適用に関するご理解を深めていただくため、Q&A方式でポイントをご紹介します。

飲食物品の譲渡の範囲等

Q：水の販売は、軽減税率の適用対象になりますか？

A：軽減税率の対象である「食品」とは、人の飲用又は食用に供するものをいいますので、ミネラルウォーター等の飲料水は「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象になります。他方、水道水は炊事や飲用のための食品としての水と、風呂、洗濯といった飲食用以外の生活用水として供給されるものが混然一体となって提供されているため、軽減税率の適用対象とはなりません。(但し、水道水をペットボトルに入れて人の飲用として販売した場合は対象)



Q：家畜やペットフードの販売は、軽減税率の適用対象となりますか？

A：人の飲用又は食用に供されるものではない牛や豚等の家畜の飼料やペットフードは、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象とはなりません。

Q：自販機のジュースやパン、お菓子等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか？

A：自販機により行われるジュース、パン、お菓子類の販売は、飲食物品を飲食させる役務の提供を行っているものではなく、単にこれらの飲食物品を販売するものであることから軽減税率の適用対象となる「飲食物品の譲渡」に該当することとされています。



外食の範囲

Q：社員食堂で提供する食事は、軽減税率の適用対象となりますか？

A：軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食物品を飲食させる役務の提供をいいます。会社内や事業所内に設けられた社員食堂で提供する食事も、その食堂において社員や職員に、飲食物品を飲食させる役務の提供を行うものであることから、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象とはなりません。



Q：そばの出前、宅配ピザの配達は、軽減税率の適用対象となりますか？

A：蕎麦の出前、宅配ピザの配達は、顧客の指定した場所まで単に飲食物品を届けるだけであるため、「飲食物品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

一体資産の適用税率の判定

Q：食品と食品以外の商品で構成された福袋の販売は、軽減税率の適用対象となりますか？

A：食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの(あらかじめ一つの資産を形成し、又は構成しているものであって、その一つの資産に係る価格のみが提示されているもの)は、次のいずれの要件も満たす場合、その全体が軽減税率の適用対象となります。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額(税抜価額)が1万円以下であること。
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること。



新聞の譲渡の範囲等

Q：コンビニで販売する新聞は、軽減税率の適用対象となりますか？

A：軽減税率の適用対象である「新聞」は、定期購読契約に基づくものとされており、「定期購読契約」とは、その新聞を購読しようとする者に対して、その新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいいます。従って、コンビニ等の新聞販売は、定期購読契約に基づくものではないため軽減税率の適用対象となりません。



価格表示

Q：軽減税率制度も実施後、「店内飲食」と「持ち帰り」と出税率が異なりますが、消費者に対する価格表示はどのようにしたらよいでしょうか？

A：公表されている「消費税の軽減税率制度実施に伴う価格表示について」の中で示されている具体例等を参考に各事業者が検討することになっています。

【国税庁ホームページ「消費税の軽減税率制度に関するQ&A」から引用】



税理士がお答えします



協力：東京税理士会武蔵野支部

Q 今月のお悩み

3月決算法人の申告業務が終わり、会計事務所としてはホッとしている期間ではありますが、決算書のお渡しをすると「過去の資料はいつまで保存しないといけないのか」と質問を受けます。「帳簿書類の保存」について教えてください。

A 回答：税理士

○法人税法上の保存期間は原則7年間

帳簿書類とは、帳簿を備え付けてその取引を記録した「帳簿」と、その帳簿と取引等に関して作成又は受領した「書類」を総称したものです。

この帳簿書類の保存期間は、会社法で10年、法人税法では7年（その事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から7年間）となります。

しかし、会社の決算が赤字となり繰越欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存期間は9年になりますので注意が必要です。また、平成30年4月1日以後に開始する事業年度に欠損金が生じた場合の保存期間は、欠損金の繰越期間が10年に延長されることに伴い10年間に延長されました。

○会社法上の保存期間は10年間

会社法での保存期間は10年間となっているので、欠損金が生じた年度の保存期間が法人税で10年と規定されていることから10年間は保存すると考えておきましょう。

保存期間		帳簿書類
法人税法	会社法	
7年	10年	決算書（貸借対照表、損益計算書）、総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売上帳、仕入帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、株主資本等変動計算書、個別注記表など
7年	定めなし	領収書、小切手控え、預金通帳、借用書など
5年	定めなし	取引に関して作成し又は受領した上記以外の書類（請求書、見積書、契約書、納品書送り状など）

※給与所得者の扶養控除等（異動）申告書、配偶者特別控除申告書、保険料控除申告書や給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書、源泉徴収簿も保存期間は7年となります。

○帳簿書類を保存していないとき

帳簿書類の保存期間内に帳簿書類を破棄又は紛失してしまった場合には税法及び会社法により罰則が規定されています。

税法上の罰則

- ① 青色申告の取消し
帳簿書類を保存するとともに税務調査において提示を求められた際に提示できない最も古い事業年度以後の事業年度について、その承認を取り消すとなっています。3年前の帳簿書類が紛失している場合には、1年前、2年前も青色申告が適用されないこととなり、青色申告の特典が受けられなくなることがあります。
- ② 白色申告の推計課税
青色申告においては推計課税の方法を適用することができませんが、帳簿書類のない場合に青色申告が取り消され白色申告になったことにより、売上や所得を間接的に推計して税額計算を行う方法がとられ、実際の所得より多く計算されてしまうこともあります。

課税の適用

- ③ 消費税の仕入税額控除の不適用
簡易課税の適用を受けている場合には関係ありませんが、本則課税を受ける場合には、帳簿の保存が義務づけられています。帳簿書類がない場合には仕入税額控除が認められないので過大な消費税の税負担になります。消費税は、売上の消費税から経費の消費税を差し引いて税額を計算しますが、この経費の消費税が認められないこととなり売上の消費税をそのまま納税する結果となり消費税額が過大となってしまいます。

会社法上の罰則

会社法第976条に「過料にすべき行為」中に帳簿書類の記録や保存が規定されています。そのために保存義務違反や虚偽の記帳を行った場合は100万円以下の過料が科されます。

以上のように帳簿書類を保存してないと不利益な取り扱いを受けてしまうことがありますので、段ボール等に会社の事業年度を記載して10年間の保存をしていればとりあえず安心です。



「お客様のためにできる限り」をモットーに 49年で仕事も販路も成長

オリンピックイヤーに社長交代する住宅設備機器会社

織田 鐵心^{てっしん}さん

武蔵野西支部 | 株式会社 織田ホーム機器 | 武蔵野市境4-12-14 |

■ 周りに支えられ、お客様に育てられた

49年前、私は生まれ育った福岡をあとにして、新しい仕事への希望を胸に三鷹駅に降り立ちました。アパートひと間を自宅兼事務所にして、たったひとりで創業。一般住宅の水道やお風呂、流し台などの水回りや、ガス関連の設備機器の取り付け販売をはじめました。

あのころは食事の時間も惜しんで働きました。メーカーとの折衝やお客様への対応から一つひとつ学び、頼まれる仕事をこなすうちに技術や知識も自然と身につきました。武蔵野周辺の地主の方や商店主の皆さんに可愛がられ、会社も私もお客様に育てていただいたのだと思います。

■ 「特別な営業」はしないスタイルで

事業は住宅設備機器の取り付け販売を中心にリフォームや行政の仕事へと少しずつ広がりました。井の頭恩賜公園や武蔵野市給食センターといった公共事業も手掛け、吉祥寺シアターの空調設備工事では武蔵野市から感謝状をいただきました。

現在では社員は8人、武蔵境に本社を構え、駅から徒歩5分のところにはショールームも設けました。

昔も今も特別な営業はせず、どうすればお客様に満足していただけるかを考え、できる限りを尽くします。頼まれたことはすぐ実行。個別カルテを作って誠心誠意対応します。こうした長年の積み重ねが口コミで伝わり、仕事につながってきたのだと思っています。

■ 息子世代の若い人たちの力に期待

私はいわゆる「昔気質のたたき上げ」なのでしょうが、一方で若い人たちには今の時代に合ったやり方がありますね。若い人たちのパワーはすごいです。安心して仕事を任せられます。オリンピックイヤーの来年は、創立50周年という記念すべき節目を迎え、息子の和幸に会社を引き継ぐ予定です。

長年仕事を中心だった私の心を支えてくれたのは盆栽です。木はものを言いませんが、手入れを続けると必ず応えてくれます。樹齢100年の松も毎日変化するんですよ、元気をもらえます。こまめに向き合うこと、そして継続すること、これは仕事と似ているかもしれません。引退後はじっくり盆栽の世話をしたいところですが、働けるうちは、そうそうゆっくりしてられないかもしれませんね(笑)。

◆ DXと広報委員会

このように、これまで想定していなかったモノやコトがデジタルと繋がることで、我々の生活やビジネスにとってもなく大きなインパクトを与える現象がDXです。

広報委員会では、私が担当し始めて間もなく、Webを利用したリモート校正の技術を取り入れられました。リモート校正により、委員会に出席できなくても、自宅やオフィスにしながら広報誌の校正作業が可能になりました。これは、委員会活動のやり方を変えられる可能性を示してくれました。

身近なデジタル技術としてはメールもあります。また、スマートフォンを使えばWeb会議もできます。これらの技術を活用すれば、委員会活動を大きく変えられる可能性があります。

近い将来、委員会のために法人会館に集まらなくても、みんなが自宅やオフィスにいながら会議を開催することができるようになるでしょう。集まるのは忘年会のような懇親会の機会だけになる、これも小さなDXと言えるのではないのでしょうか。

法務畑からステップアップ 「人の役に立てる」司法書士めざして

共同事務所の強みで、経理、会計のプロと連携

井田 亮一さん

三鷹東支部 | 井田亮一司法書士事務所 | 武蔵野市吉祥寺本町1-20-15 |



■ 人の役に立つ仕事がしたいと一念発起

私は大学法学部を卒業後、司法書士事務所で働いていました。在職中の24歳のとき司法書士試験に合格。企業で法務の仕事に携わりましたが、年齢とともに「独立してやってみようか」という気持ちになり、独立開業を決意しました。私の父は警察官で、幼いころから刑法の本などが身近にある環境でした。父の背中を見てきたせいか、だれかの役に立つことを実感できる仕事に就きたいという想いからの大きな方向転換でした。

自宅で司法書士として仕事を始めたころ、三鷹商工会の防災イベントで言葉を交わした税理士さんと懇意になり、その方から、「事務所が手狭になり広いオフィスに移転することになったので一緒にどうですか?」とお話をいただきました。ちょうどいいタイミングでもあり、税理士4人、会計士1人との共同事務所に仲間入りして2年目になります。

■ 困っている人に私だからこそできるアドバイスを

司法書士の仕事は不動産登記、商業登記、成年後見、企業法務のコンサルティング業務など、多岐にわたります。そういったお客様からの多様な要望に応えるために、事務所内の

税理士や会計士の方に気軽に相談ができたり、力を借りたりできるのが共同事務所の強みだと思っています。

最近は成年後見の仕事も増えてきているのですが、初めはちょっと距離があったお客様が、何度もお会いするうちに「井田君」と親しみを込めて呼んで頼りにして下さるようになる。そんなとき、やりがいを感じますね。

今後の目標は、困っている方に私だからこそできるアドバイスをしていきたいということです。司法書士に相談にみえるお客様は辛い状況におられることが多いので、その方の気持ちをプラス方向にできる存在でありたいと思っています。

■ 家庭では3児の父。家族との時間でリフレッシュ

私生活では小学校6年生、5年生、3年生の子どもがいます。子どもたちは野球やサッカーをしていますので、休日はそのスケジュールに合わせて忙しく過ごしています。妻も働きながら家庭を支えてくれているのには頭が上がりませんね(笑)。

最近は家族そろってドライブがてら買い物に行ったりするのが楽しいんですよ。家族との時間でリフレッシュして、仕事につなげたいと思っています。

例えば、スマートフォンが登場によって携帯電話は単なるコミュニケーション

デジタル・トランスフォーメーション (Digital transformation: DX) という言葉を目や耳にすることが多くなりました。この言葉は2004年にスウェーデンのストルターマン教授らが提唱したとされています。また総務省の平成30年版情報通信白書で、現在は、「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるDX」が進みつつある時代であると述べられています。

デジタル・トランスフォーメーション (DX)

デジタル技術が
委員会活動を
変えるかも!?



第128走者

リレー
エッセイ
Relay Essay

吉祥寺北第二支部

有村孝文

株式会社
ビズコム・インターナショナル

国税庁からのお知らせ

申告書等用紙 に代えて 「申告のお知らせ」をお送りいたします

国税庁の取組

- 近年、ICT（情報・通信技術）を利用した申告件数が増加しており、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。
- このため、国税庁では、資源保護及び行政コスト削減の観点から、令和2年4月決算分の確定申告以降、税理士関与のある法人※¹を対象として、申告書等用紙※²の送付に代えて、確定申告に必要な情報を記載した「申告のお知らせ※³」を送付することとしております。
 - （※1） 「税理士関与のある法人」とは、前年の確定申告書に税務代理権限証書（税理士法第30条）が添付されている法人を対象としております。
 - （※2） 「申告書等用紙」とは、法人税確定申告書については、各種別表、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書（調査課所管法人にあつては会社事業概況書）及び適用額明細書をいい、消費税確定申告書については、申告書、付表及び消費税の還付申告に関する明細書をいいます。
 - （※3） 「申告のお知らせ」とは、提出期限、提出部数及び中間税額等の情報を記載した書面です。
- 申告の際は、e-Taxをご利用いただくか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に申告書等用紙を掲載しておりますので、これを印刷してご使用いただけます。
- 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 大法人のe-Taxの義務化が始まります！

平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、令和2年4月1日以後に開始する事業年度等から、大法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、決算書や勘定科目内訳明細書などの添付書類も含めて、e-Taxにより提出しなければならないこととされました。

国税庁においては、大法人のe-Taxの義務化に伴い、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、環境整備を順次実施しています。

■ 対象税目・手続は？

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出



■ 大法人とは？

法人税等	① 内国法人のうち、事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	① 上記「法人税等」で定義された大法人 ② 国、地方公共団体

<e-Taxの利用について>

e-Taxは、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、法人税や消費税等の申告・納付ができます。なお、税理士等が納税者の依頼を受けてe-Taxにより申告書等を送信する場合には、納税者本人の電子署名の付与及び電子証明書の添付は必要ありません。e-Taxをぜひご利用ください。詳しい情報は、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

E VENT SCHEDULE | 行事予定

7月

日	曜	行 事
1	月	青年部会 役員会
2	火	新任役員研修会②
3	水	共益委員会
4	木	
5	金	
6	土	
7	日	
8	月	総務委員会 健康診断 (メガロス武蔵小金井 ~ 9日)
9	火	正副会長会議 常任理事会 吉祥寺北第二支部 役員会、研修会
10	水	女性部会 役員会、本郷法人会女性部会との 役員交流会
11	木	新任役員研修会③
12	金	三鷹中央支部 役員会
13	土	三鷹商工まつり (~ 14日)
14	日	
15	月	海の日
16	火	税制委員会 不動産賃貸経営専門部会 役員会
17	水	経営実務研修会
18	木	青年部会 研修会
19	金	理事会 三鷹西支部 役員会
20	土	第7回「税に関する絵はがきコンクール」 全応募作品展示 (コピス吉祥寺 ~ 8/7)
21	日	
22	月	
23	火	広報委員会
24	水	決算法人説明会
25	木	三鷹東支部 役員会
26	金	
27	土	
28	日	
29	月	税制実務研修会
30	火	不動産賃貸経営専門部会 見学会 女性部会 役員会、研修会 土業専門部会 交流会
31	水	

(2019年6月11日現在)

8月

日	曜	行 事
1	木	
2	金	三鷹ブロック納涼大会
3	土	吉祥寺南支部 第9回チャリティーコンサート
4	日	
5	月	経営実務研修会 (パソコン研修①)
6	火	経営実務研修会 (パソコン研修②) 共益委員会
7	水	
8	木	第7回「税に関する絵はがきコンクール」 応募作品展示 (東急百貨店吉祥寺店 ~ 8/14)
9	金	三鷹中央支部 役員会
10	土	
11	日	
12	月	
13	火	吉祥寺北第二支部 役員会
14	水	
15	木	
16	金	
17	土	
18	日	
19	月	
20	火	第7回「税に関する絵はがきコンクール」 応募作品展示 (イトーヨーカドー武蔵小金 井店 ~ 8/26)
21	水	
22	木	新設法人説明会
23	金	夏期経営者講座
24	土	
25	日	
26	月	第7回「税に関する絵はがきコンクール」 応募作品展示 (小金井市役所第二庁舎 ~ 9/13)
27	火	広報委員会
28	水	
29	木	
30	金	
31	土	

(2019年6月11日現在)



今後の予定：9月22日(日)「青少年のための科学の祭典2019」東京大会 in 小金井 (東京学芸大学)

ほうじん「むさしの」7・8月号

2019年7月5日発行(発刊月5日発行) 第46巻 第4号(通巻第445号)

発行 公益社団法人 武蔵野法人会
編集責任者/後藤慶太

〒180-0006 武蔵野市中町 2-11-13(三鷹ビル3階)
TEL. 0422-51-1441 FAX. 0422-55-5544
E-mail: mhoujin@jcom.zaq.ne.jp

印刷 株式会社 文伸



この印刷製品
は、環境に配慮
した資材と工場
で製造されて
います。

GREEN PRINTING JFPI
P-D10010

●武蔵野法人会会員総数=3,053名 ●加入率=28.2%(2019年5月末現在)

第1号
議案

平成30年度 事業報告承認の件

概要

世界経済は、米中貿易戦争を引き金に、それまでグローバルマーケットを牽引してきた中国経済の成長テンポが鈍り、その影響を受け始めた2018年後半から減速気味となりました。我が国においては来年に開催されるオリンピック景気、3,000万人を突破したインバウンド景気等に支えられ、緩やかな景気回復にあるとされていた状況から、世界経済の減速影響を受け、景気動向指数が6年2カ月ぶりに「悪化」に下方修正されました。その一方で、昨年度は人手不足関連倒産が過去最高の400件にも上り、一部の業種や中小企業においては人手確保が経営の最重要課題になってきました。

■ 「税のオピニオンリーダー」として経営者を側面支援

そのような中、法人会としては画期的な出来事がありました。それは23年にもおよぶ長い期間にわたって法人会が訴え続けてきた「事業承継税制」に関する大幅な法律改正が実現したことです。

10年間の特例措置ではありますが、非常に使い勝手がよくなりました。しかし、この制度が十分に理解され、浸透しているとは言い難く、引き続き法人会としても会員企業に周知することにより、折角の技術・商材があらながら相続税、贈与税等の税金の支払いで事業承継に躊躇し、廃業を選択してしまう会員企業をなくさなければなりません。最近の退会理由で目につくのがこの“廃業”ですが、「事業承継税制」がもっと早い段階で今回のような改正が実現していたらと思うと実に残念なことです。税制面から経営者を側面支援するのが、“税のオピニオンリーダー”を標榜する法人会の重要な役割であり、取り組むべき課題はまだ数多く残されています。

■ 課題・問題点に立ち向かう事業・施策を展開

さて、「公益社団法人」に移行して8年目を迎えた当会は、引き続き“よき経営者をめざすものの団体”として、関係当局をはじめ税理士会等の各友誼団体及び近隣法人会との密接な連携を保ちつつ、「平成30年度会長の重点施策」に則り、当会の抱える6つの課題・問題点に立ち向かうべく、様々な事業・施策を展開してまいりました。

《当会の抱える課題・問題点》

1. 経常収益が長期低減傾向にあり、事業経費が十分にかげられない。
2. 実施事業は数多く活発だが、期待するほど参加者に拡がりがなく、偏りがある。
3. 一般参加（非会員）が少なく、公益社団法人としての義務が果たせていない。
4. 本部・支部において一部事業がマンネリ化し、集客効果が出ていない事業がある。
5. “顔の見える組織作り”が進まず、一部の支部で地区割り、地区委員が十分に機能していない。
6. 新規入会者の資格構成において正会員より賛助会員の占める割合が多い。

■ 組織運営の見直し「ブロック会議体」発足

上記の「当会の抱える課題・問題点」を踏まえ、平成30年度に取組んだのは“特別委員会”の活動です。これは中長期を見据え、組織の維持発展のためになすべきことを検討する場としてスタートさせたもので、時間をかけて十分に議論を重ね、組織運営の見直しの第一弾として「ブロック会議体」を発足させることになりました。武蔵野、三鷹、小金井の三市にある10支部を“市単位”で括ったものがこの「ブロック会議体」です。従来も、支部合同事業や合同役員会は行われていましたが、これを正式なものとして位置付け、支部単独ではできなかった大きな事業を企画したり、会員増強活動においては市の特性を活かす形で支部が連携し、新規会員の獲得を目指す戦略を練ったりするのが主な役割となります。また、ブロック会議体の発足に合わせ、理事会の充実を図るための理事定数の削減、

ブロック選出理事の新設、委員会の副委員長、支部の副支部長の代行職としての役割の明確化、委員会委員の選出を支部からブロック単位に変更、支部活動の活性化を図るため支部役員の役職変更なども行いました。同じ行政区の中で同質性の高い支部の会議体となる「ブロック会議体」の運営がスムーズにいくことが、会の活性化の大きなポイントになるものと考えております。“特別委員会”は引き続き残された課題に取り組んでまいります。

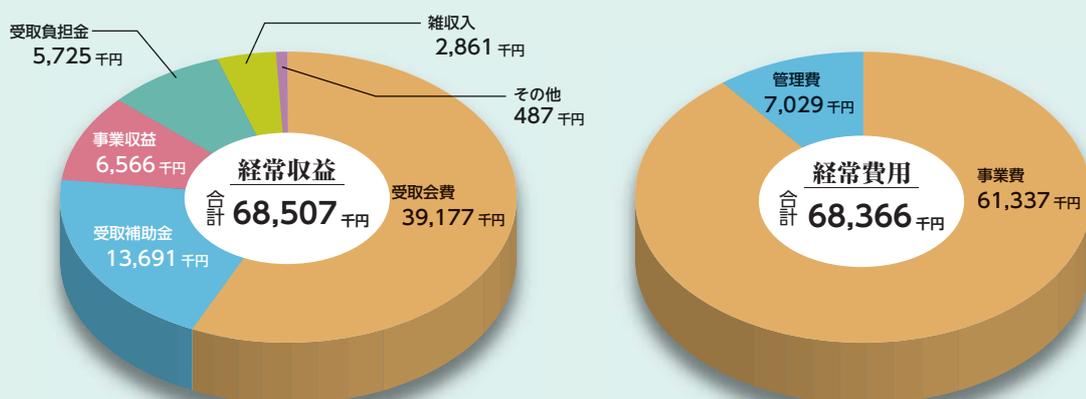
■ 確実に成果をあげている地域貢献事業

平成30年度も本部・支部・部会で様々な事業が行われました。当会の伝統事業である「夏期経営者講座」は記念すべき60回目を迎えました。第一部はJリーグを立ち上げた川淵三郎氏による講演「夢があるから強くなる」、第二部は企業経営にも大きなインパクトを与えるであろう「働き方改革」をテーマにしたパネルディスカッションを行いました。参加者は一般市民を含め200名近くとなり、盛大な60回記念事業となりました。2年目を迎えた「税制実務研修」「経営実務研修」の両シリーズも参加企業を確実に増やすなどの成果をあげています。支部においても小金井南北支部合同事業として開催された「歌声コンサート」には多数の市民が集い、再演を求める声に圧倒され、想定外の2回目公演も急遽計画され、大きな反響を呼び、地域における当会のプレゼンスを高めることとなりました。また、部会においては女性部会が40周年、不動産賃貸経営専門部会が20周年を迎えるなど、おめでたいこともありました。特に女性部会が会の歴史の半分以上の歳月をかけて取り組んできた「租税教育」の推進活動に対し、「東京国税局長感謝状」を授与される栄誉に浴したことは特筆すべきことでした。さらに、公益社団法人に認められている特別寄附金税額控除が受けられる寄附金募集を当会においても初めて行ったところ、多くの会員の皆様から暖かいご支援を得ることができました。ご協力いただいた皆様からの寄附金は公益事業の費用の一部として使わせていただきました。この場をお借りして深く感謝を申し上げます。

時代は平成から令和に移りました。令和元年10月1日に二度も先送りされてきた消費税の増税がいよいよ実施される状況となっております。同時に1989年の消費税導入以来、初めて「軽減税率」制度が導入されます。法人会としてはこの改正がスムーズに定着するよう、責務を果たしていきたいと考えております。また、止まらない会員減少に対しては、地域の中にもっと入り込む動きを加速させ、退会防止と新規会員獲得の両面で役員一同、取り組んでまいります。公益社団法人に相応しい意義ある、そして会員の皆様にお役に立つ諸事業を展開してまいりますので、引き続きご理解とご支援をいただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

第2号 議案

平成30年度 経常収益・経常費用 決算



第3号
議案

令和元年度 事業計画(案)報告の件

公益社団法人として、一般市民をも対象とした公益に資する事業を展開すると共に、“よき経営者をめざすものの団体”として、会員にとって有益な事業を展開し、さらに会員同士の結束を深めるための交流促進の場を設け、その結果として退会防止並びに未加入法人の入会に結びつけられるよう、以下のとおり各種事業・施策について展開してまいります。

■ 本年度の取組み方針

会員・市民の事業参加者が期待どおり伸びている。正会員の新規加入が期待どおりに増えている。退会理由は廃業など仕方のない理由によるものである。役員の成り手が多く、会議も出席率が高く意見も活発に出て活性化している。以上のような法人会の姿を想像し、その姿を実現すべく1つの方法論として本年度より試行的に「ブロック会議体」という新たな会議体をスタートさせる。本部事業や支部単独事業とは異なる行政区としてある「市」の地域特性を踏まえた各種事業を企画推進すると共に、支部を超えたより広範なブロック単位での人材活用と組織運営を図ることにより、会員サービスの向上に努め、退会防止と新規会員獲得に取り組むこととする。この試みを実施していく中で、新たに発生する問題点、課題などについては引き続き“特別委員会”が主体的に問題点、課題を抽出・整理していき、常任理事会、理事会そして新たな「ブロック会議体」を通じて、全員参加でスピード感を持って取り組んでいく。本年度の取組み方針は次のとおり。

- 本部・支部・部会で行ってきた従来の事業を見直し、費用対効果をよく検討しながら、それぞれが果たすべき役割に応じた事業を確実に実行する。
- 法人会の基幹組織を支部と位置づけ、支部事業における会員参加率の向上をめざし、“顔の見える組織”作りを確実にを行い、広く会員間の“絆”を深めると共に、支部単独ではできない予算規模の大きな事業については、ブロック単位での支部合同事業を積極的に展開し、法人会の地域への浸透を図る。新規会員獲得に繋がる事業を企画・実行する。
- 広報活動(情報伝達)
広報誌、HP、メルマガ、FB等の特性を活かし、会員のみならず地域社会に対し、積極的に法人会をアピールするよう広報委員会を軸に全組織一丸となって取り組む。
- 他団体と差別化できる事業を推進する一方、協業が可能な分野については積極的に協力関係を築き事業展開を図る。

■ 主な実施事業・施策

1. 税知識の普及を目的とする事業

- (1) 租税教育(小学校租税教室、税に関する絵はがきコンクール、サッカー租税教室、地域イベントにおける税金クイズ)
- (2) 租税教室講師養成勉強会(年8回)
- (3) 新設法人説明会(年6回～8回)
- (4) 決算法人説明会(3月のみ2回で年13回)
- (5) 年末調整説明会(11月)
- (6) 電子申告普及促進事業(2月)
- (7) 税制実務研修会(6月、7月、8月、9月、10月、12月、2月、3月)
- (8) 広報誌(年6回発行)、ホームページ、メルマガによる税関連情報の発信

2. 納税意識の高揚を目的とする事業

- (1) 税を考える週間記念講演会(11月)
- (2) 税に関する絵はがきコンクール表彰式(3月)
- (3) 納税表彰式(11月14日)
- (4) 無料税務相談会(原則月1回)
- (5) 広報誌(年6回発行)、ホームページ、メルマガ、ポスター掲示による税関連情報の発信

3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に資する事業

- (1) 税制改正アンケートへの参画(3月～5月)
- (2) 全国女性フォーラム(4月)、法人会全国大会(10月)、全国青年の集い(11月)への参画
- (3) 自治体等への税制改正要望の陳情活動(10月～11月)
- (4) 全法連、東法連税制委員会主催セミナーへの参加(開催の都度随時)
- (5) その他団体主催の税関連セミナーへの参加(開催の都度随時)

4. 地域企業の健全な発展に資する事業

- (1) 夏期経営者講座(8月)
- (2) 経営実務研修会(5月、6月、7月、9月、10月、2月)
- (3) パソコン講座(8月)
- (4) 簿記講座(9月)
- (5) 企業会計の基本講座(12月)
- (6) 無料経営相談会、無料法律相談会(原則月1回)
- (7) 広報誌、ホームページ、メルマガ、掲示板による経営関連情報の発信
- (8) インターネットセミナー・オンデマンドの活用促進

5. 地域社会への貢献を目的とする事業

- (1) 中学生キャリア教育支援（職業人の話を聞く会、職場体験学習受入企業の開拓）
- (2) 環境美化事業（河川周辺のクリーン作戦）
- (3) 東京都地球温暖化防止対策報告書制度の普及促進
- (4) 地域イベント支援（武蔵野桜まつり、三鷹阿波踊り、三鷹商工まつり、小金井なかよし市民祭り、小金井阿波踊り、青少年のための科学の祭典、小金井桜落ち葉回収作戦）
- (5) 各種チャリティ事業（コンサート、ボウリング、ゴルフ等）
- (6) タオル1本運動

6. 収益を伴う会員のための福利厚生事業

- (1) 生活習慣病健診及び人間ドック等の利用促進
全日本労働福祉協会（三鷹、小金井で夏期・秋期の延べ5回）／武蔵村山病院のがん検診PET-CT（随時）
- (2) 東法連提携「ラフォーレ倶楽部」「ホームセキュリティ制度」利用促進
- (3) 東法連提携「特定退職金共済制度」の普及促進
- (4) 東法連提携ビジネス誌の割引購入制度の利用促進
- (5) 経営者大型保障制度を始めとする各種保険制度の利用促進
- (6) 厚生制度推進連絡協議会の開催
- (7) 葬祭、自販機、レンタカー、クレジットカード、電報等の各取扱い指定業者の割引紹介サービスの利用促進
- (8) 保養施設（ニューグリーンピア津南）の利用促進
- (9) 簡易保険団体保険料払込制度の促進

7. 会員支援のための親睦・交流等福利厚生に関する事業

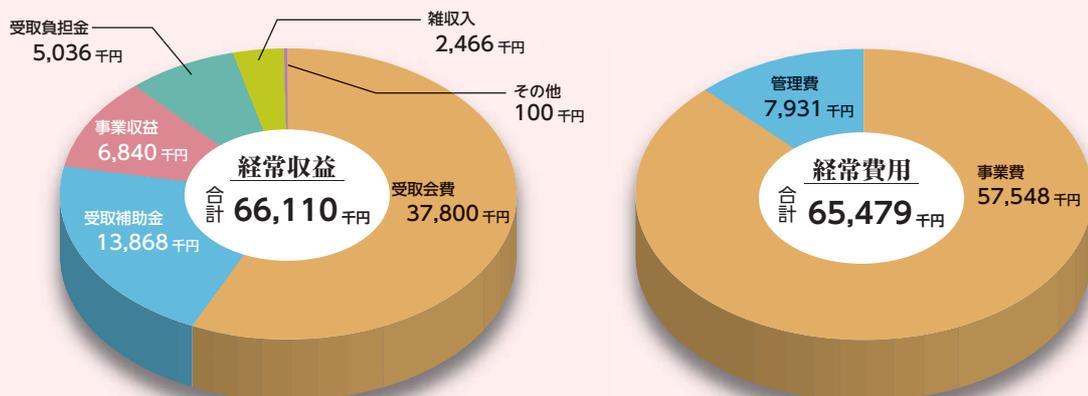
- (1) 会員優待サービス事業の定着と拡大発展
- (2) 文化事業チケット購入補助制度の運営
- (3) 会員交流ボウリング大会の開催
- (4) 日帰りバス見学研修会の開催
- (5) 企業視察見学研修会の開催
- (6) 同好会活動の支援
- (7) 新年賀詞交歓会の開催
- (8) 新入会員歓迎会
- (9) その他会員交流事業の開催
- (10) 福利厚生制度の促進（「想いをつないで50年『企業を守りたい』キャンペーン」等）

8. その他本会の目的を達成するために必要な事業

- (1) 会員増強運動による組織基盤の強化
ブロック会議体、支部における会員増強運動の展開／会員増強決起大会開催及び増強運動に対する表彰／厚生制度受託各社との連携と協力体制の強化／“顔の見える支部組織”の充実を図る（地区割りと地区役員体制の充実）／同好会活動の拡充を通じた未加入法人の取込み
- (2) 総会・理事会等各会議体の適正運営
- (3) 全法連・東法連・三法連との連携協調
- (4) 税務行政関係諸団体との連携
- (5) 関係自治体、行政機関との連携（武蔵野市、三鷹市、小金井市、各市教育委員会・警察・消防等）
- (6) 関係地域諸団体との連携（商工会議所、商工会、社会福祉協議会等）

第4号
議案

令和元年度 経常収益・経常費用 予算



優秀な人材の確保・定着化に

東法連 特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



従業員の退職金準備は

とく
特

たい
退

きょう
共



特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

- この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
- このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
- 上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。
- ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企C-29-18-S(平成29年10月24日)P6965

TKK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>

